

# 業務仕様書

## 1 業務名

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務

## 2 業務目的

インターネットでSNSを利用した人の割合は年々増加しており、年代を問わずSNSの利用が日常的なものとなりつつあるが、SNSは便利なコミュニケーションツールである一方で、悪質商法の勧誘手口として利用されることもある。そして、本市における令和5年度の消費生活相談についてみると、SNSに関連した相談件数は全体の約1割を占めており、今後も増加が見込まれることから、対策が急務となっている。

本業務は、SNSに存在する危険な広告を具体的に知ることができる映像等を制作し、市民の情報リテラシーの向上及び消費者トラブルの未然防止を目指すものである。

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

### (1) 体験型消費者トラブル啓発映像

#### ア テーマ

(ア) 副業・・・1本以上

(イ) 定期購入・・・1本以上

(ウ) 脱毛、エステ等の美容サービス・・・1本以上

#### イ 映像の内容

(ア) 消費者を誤認させるなど、消費者トラブルに発展しうる危険な広告を模した映像を含むこと。

(イ) 市民が、単に映像を視聴するのではなく、あたかも自分がSNSをきっかけとした消費者トラブルを経験したかと感じられるような表現、手法（例えばインタラクティブな要素やプレイアブルな要素など）

を取り入れること。

- (ウ) トラブルに遭ったときの相談先として、札幌市消費者センター及び消費者ホットライン188を紹介すること。
- (エ) 映像を見た視聴者を、後述するランディングページに誘導する工夫を施すこと。

#### ウ 映像形式

- (ア) 解像度 2K (FHD) 以上
- (イ) 画面の縦横比 16:9 又は 9:16
- (ウ) 動画尺 90 秒未満

#### ウ サムネイル

各映像に適したサムネイル用の静止画 (JPEG形式) を制作する。

### (2) 解説映像

#### ア 映像の内容

上記(1)の映像の解説映像を各テーマにつき 1 本ずつ制作する。各テーマにおけるトラブルの具体的な事例、危険な広告を見分けるためのポイント、トラブルに遭ってしまった際の相談先などが具体的に分かる内容とすること。

また、当該映像は、上記(1)の映像とともに、札幌市が実施する消費生活講座や各種教育機関における派遣講座等に使用する予定であるため、誰が見ても分かりやすいものとすること。

#### イ 映像形式

- (ア) 解像度 2K (FHD) 以上
- (イ) 画面の縦横比 16:9 又は 9:16
- (ウ) 動画尺 3 分程度

#### ウ サムネイル

各映像に適したサムネイル用の静止画 (JPEG形式) を制作する。

### (3) SNS投稿用画像

上記(1)の各テーマについて、X のタイムラインや Instagram のフィード等に投稿する画像を制作する。画像サイズは、投稿する各媒体に適した形式、サイズとすること。なお、制作する静止画は、上記(1)の映像からの切り抜きも可とする。

#### (4) ランディングページ

本業務で制作した映像及び静止画（以下「本件映像等」という。）に関心を持った市民がアクセスできる、消費者トラブルの未然防止のために気をつけるべきポイントが分かり、啓発のみならず消費者としての意識向上にも効果的なＷＥＢページを作成し、ＨＴＭＬ形式で提供すること。なお、ＷＥＢページのサーバーへのアップロードは委託者が行う。

#### (5) その他独自企画の提案

上記(1)から(5)までの業務のほか、本業務の目的を達成するために効果的な独自企画の提案は妨げない。

#### (6) その他

- ア 本件映像等の表現手法（実写、アニメーション、CG又はこれらの組み合わせなど）は問わない。
- イ 各映像には、映像及び音声で提供する情報と同等の情報が得られるよう字幕を付すこと。
- ウ 本件映像等の制作に当たっては、消費者教育及び消費者関係法に精通した者の監修を受けること。なお、監修者については、事前に委託者の承諾を得ること。
- エ 制作スタッフ等のエンドロールは省略し、本件映像等の発信元が札幌市であることが分かるような表記を挿入すること。
- オ 本件映像等については、札幌市が無期限に活用することができるよう、著作権・肖像権等に関して必要な調整を行うこと。
- カ 必要な人員、スタジオ、機材等は受託者が確保すること。
- キ 札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろうくま」及び「くろくま」の既存のイラストデータについては、必要に応じて委託者から提供する。
- ク 札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろうくま」の着ぐるみを貸与するため、必要に応じて委託者に申し出ること。
- ケ 本件映像等及びランディングページの制作に当たっては、「広報に関する色のガイドライン」(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)に基づき、配色やデザイン等に配慮して制作すること

## 5 成果物の納品

下表のとおり、納品物をDVD等の記憶メディアに保存し、令和7年3月31日までに納品すること。データ容量の関係で記憶メディアによる納品が困難である場合には、大容量ファイル転送サービス等を用いてメールにて納品すること。

番号	項目	納品物
4-(1)	体験型消費者トラブル啓発映像	<ul style="list-style-type: none"><li>・マスターデータ（圧縮前のデータ）</li><li>・圧縮データ（MP4形式、YouTube、X、Instagram等の投稿用に書き出したもの）</li></ul>
4-(2)	解説映像	<ul style="list-style-type: none"><li>・サムネイル画像（JPEG形式）</li></ul>
4-(3)	SNS投稿用画像	<ul style="list-style-type: none"><li>・画像データ一式</li></ul> <p>※イラストレータを用いて作成した場合、そのデータも提出すること。</p>
4-(4)	ランディングページ	<ul style="list-style-type: none"><li>・WEBページのデータ一式</li></ul>

## 6 再委託について

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号名または名称)、その他、委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。

## 7 著作権

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、

検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (3) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。なお、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

## 8 秘密の保持

業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含むすべての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

## 9 環境への配慮

- (1) 本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 10 その他留意事項

- (1) 本仕様に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

- (2) 本業務の履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 本業務の履行に当たっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、双方が協議をしてこれを処理すること。

## 11 連絡先

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 吉中、福田

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎13階）

電話：011-211-2245

メールアドレス：[sapporoshohi@city.sapporo.jp](mailto:sapporoshohi@city.sapporo.jp)